

「現代日本語書き言葉均衡コーパス」利用許諾契約書

【DVD アカデミック利用】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲が所有する「現代日本語書き言葉均衡コーパス DVD 版 Ver. 1」（以下「書き言葉コーパス」という。）について、以下の通り契約を結ぶこととする。

（利用許諾）

第1条 甲は、乙が本契約に従って書き言葉コーパスを利用することを許諾する。

（著作権の帰属）

第2条 書き言葉コーパスの著作権は甲に、書き言葉コーパスに収録された個々の文書のデータ（以下「サンプルデータ」という。）の著作権は、各サンプルの著作者（権利承継者を含む。）に帰属する。

（利用概要の届出）

第3条 乙は、書き言葉コーパスの利用目的、利用範囲等の必要事項を記入した所定の申込書（以下「申込書」という。）を甲に提出し、本契約を締結する。

2. 前項に基づき提出した申込書記載の内容に変更が生じる場合、乙は遅滞なくこれを甲に報告する。当該変更により再契約が必要となる場合は、甲乙協議の上、改めて契約を取り交わすこととする。

（許諾の範囲）

第4条 本契約に基づき、甲が乙に書き言葉コーパスの利用を許可する範囲は、以下の通りとする。

- (1) 利用目的 : 研究目的で、申込書に記載されたもの。ただし、書き言葉コーパスを利用した二次著作物を公開する場合は、事前に甲と協議し、その許可を得ることとする。また、研究成果を商業目的で利用することは認めない。アカデミック利用で得られた研究成果を商業目的で利用するためには、一般利用契約に変更した上で、別途甲と協議の上、その許可を得なければならない。
- (2) 利用者の範囲: ①高等専門学校、大学（短期大学を含む。）、独立行政法人、公益法人に所属する研究者
②①に列挙する利用者の他、利用者が所属する大学、高等専門学校、独立行政法人、公益法人で利用者と同一研究室に在籍する者。ただし、複数人が利用する場合は、管理責任者が管理可能な1つの研究室内での利用を認めるものとする。
③小学校、中学校、高等学校の教員

2. 乙は、以下に定める行為をしてはならない。

- (1) 書き言葉コーパスを複製、譲渡、貸与、販売、配布、上映、公衆送信、刊行等、前項に定める範囲を超えて利用し、甲または第三者の著作権を侵害すること。ただし、前項（2）による共同利用のための LAN サーバーへのインストール及びバックアップを目的とする複製は除く。
- (2) 本契約書上の地位もしくは権利・義務の一切について、甲の書面による事前の合意のある場合を除き、第三者に譲渡、貸与、販売もしくはその他の方法で処分してはならない。
- (3) 書き言葉コーパス及びサンプルデータを用いて第三者の名誉等を毀損し、あるいはその他の権利を侵害すること。
- (4) 甲が予め伏字にした情報を復元・公表すること。
- (5) 前各号のほか、本契約で明示的に許諾された目的及び範囲を超えて書き言葉コーパスを利用するこ

と。

3. 甲が特に必要と判断する場合、書き言葉コーパスの利用状況の開示を求めることができる。

(情報管理義務)

第5条 書き言葉コーパスの管理は乙の責任とし、乙は、書き言葉コーパスの情報が流出するのを防止するため、以下の注意を払うものとする。

- (1) 乙は、書き言葉コーパス（サンプルデータを含む。）及び前条2（1）ただし書きに規定するバックアップ用の複製物（以下「第4条に規定する複製物」という。）を厳重に管理し、ファイル交換ソフトを搭載したパソコンを使用しないことを含め、第三者への流出防止に細心の注意をはらうものとする。
- (2) 乙は、書き言葉コーパス（サンプルデータを含む。）及び第4条に規定する複製物への無断アクセスを防止するため、ネットワーク上できる限りのセキュリティ体制を導入するものとする。
- (2) 研究室でLANにより利用する場合、申込書記載の者以外の者が利用できないようネットワークの管理を厳重に行うものとする。
- (4) 研究室単位での契約の場合、乙は管理責任者となり、研究室内の利用者に本契約上の義務を遵守させるものとする。

(研究成果の公表)

第6条 乙は、学術研究目的に限り、第4条2項に反しない限度でサンプルデータを利用して得られた研究成果や知見を公表することができる。これらの公表については、解析データや処理プログラムの公表を含む。乙は、公表に当たっては、書き言葉コーパスによる成果であることを明らかにし、成果の公表と同時にその概要を書面で甲に報告する。なお、論文等の著作による公表の際には、その著作中に書き言葉コーパスを利用した旨を明記し、提出先の学会あるいは出版社等の名称および公表年月日を付記した書類とともに著作の別刷りまたはコピーを1部甲に送付するものとする。

(対価)

第7条 本契約に基づく書き言葉コーパスの利用許諾料は、52,500円（税込）とする。

(仕様の変更)

第8条 甲は、予告なく書き言葉コーパスの仕様を変更することがある。また、その変更に伴い、甲は乙から旧版を回収することがある。

(免責)

第9条 書き言葉コーパスを利用することによって生じる一切の損害について、甲は保証の責を負わない。

(契約の解除)

第10条 乙が本契約に違反したことが判明した場合、甲は乙に書面で通知することにより本契約を解除することができる。本条の規定は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約期間)

第11条 本契約の有効期間は、契約締結日より2年間とし、期間満了日の1箇月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がない場合には、以後1年ごとに自動的に更新するものとする。ただし、前条による契約の解除の場合を除く。なお、乙の属する組織または所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲

に報告し、甲が必要と判断した場合、改めて契約書の取り交わしを行うこととする。

2. 前条により自動更新をする際には、第7条で規定する利用許諾料はかからないものとする。

(契約終了時の措置)

第12条 本契約が解除または終了した場合は、乙は書き言葉コーパス及び第4条に規定する複製物をただちに甲に返却、または破棄しなければならない。

2. 前項の破棄、消去の対象に解析データは含まない。ただし、乙は、解析データから元の素材を復元し再利用することはできないものとする。

3. 前条に基づき乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は第1項に規定する処理に加えて解析データ及びその複製物を含む一切の付帯資料を甲に返却するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。また、本契約にかかわる解釈は日本国の法律に従うこととする。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、円満な解決に努めるものとする。

本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

(甲) 東京都港区虎ノ門4-3-13
神谷町セントラルプレイス2階
大学共同利用機関法人人間文化研究機構長
(国立国語研究所) 金 田 章 裕

(乙) 住所：

氏名：

(印・サイン)